

I 点検・評価制度の概要

1 実施根拠

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成20年4月施行された同法第27条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられたことに伴い実施するものである。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、生涯学習、地域の学校教育、社会教育、文化等の幅広い教育行政における基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務局を指揮監督し具体の事務を執行するものである。

本報告書は、上記基本方針に基づいて行われた教育行政の執行状況について、点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

今回の点検・評価は、平成25年度事業とし、「第4次名護市総合計画」「平成25年名護市教育委員会重点施策」を基本として、教育委員会の所管する各施策の中から重要度の高い事務事業を対象として抽出した。

4 名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置

点検・評価を行うに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図るため、名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置した。

なお、懇話会会員の委嘱に当たっては、学校教育、社会教育及び教育行政分野の識見を有する方を以下のとおり選任した。

- 太田 佐栄子氏：沖縄工業高等専門学校准教授
- 末吉 司氏：NPO法人北部地域ITまちづくり協働機構（HICO）理事長
- 大城 美樹雄氏：名桜大学准教授

5 評価方法

対象事務事業ごとに妥当性・有効性・効率性の成果検証を行うこととし、総合評価は、教育委員会による内部評価に加え、懇話会による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保した。なお、各項目の評価基準及び総合評価基準については、次のとおりとする。

(1) 各項目の評価基準

ア 妥当性

- ・ 市及び教育委員会の政策達成のために必要な事業か。
- ・ 社会情勢を反映し、市民のニーズにあった事業か。

イ 有効性

- ・ 当該事業の実施によって期待される十分な成果が得られたか。市及び教育委員会の政策達成に繋がったか。

ウ 効率性

- ・ 無駄のない効率的な方法で事務事業を実施しているか。

(2) 総合評価基準

上記、「妥当性」「有効性」「効率性」を基準として踏まえ、下記の4段階で内部評価・及び外部評価を行う。

総合評価	今後の方向性
A	拡充
B	継続
C	改善
D	廃止または休止